

【協議第5号】

合併の期日について（協定項目2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成19年10月1日提出

真岡市・二宮町合併協議会  
会 長 福 田 武 隼

合併の期日は、平成21年3月を目途として、真岡市・二宮町合併協議会において協議して定める日とする。

【協議第5号】

協議事項	2 合併の期日について	関係項目	
調整の内容	合併の期日は、平成21年3月を目途として、真岡市・二宮町合併協議会において協議して定める日とする。		

留 意 事 項

- 1 市町村が合併するためには、合併協定書の調印後、各市町村議会における議決、県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、官報告示など、様々な法的手続きが必要であること等を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。
  - 2 期日決定のポイントとしては、住民生活への影響、協議会の協議進捗状況、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案し、期日を定めることが望ましい。
  - 3 先進事例を見る限り、必ずしも特定の期日に限られるものではなく、各市町村のそれぞれの事情により期日が定められている。
  - 4 以上のような一般的留意事項に加え、普通交付税の算定の特例措置の期間、電算システムの統合に要する期間及び条例・規則等の整備に要する期間等を考慮し、真岡市・二宮町合併協議会として目標を決定する必要がある。
- 以上から、「合併の期日」については、上記のとおり提案する。

		現	況
項目(区分)	真岡市	二宮町	
○町村の廃置分合	<p>昭和29年3月11日 栃木県告示第169号</p> <p>地方自治法第7条第1項の規定により、昭和29年3月31日から、芳賀郡真岡町、山前村、大内村及び中村を廃し、その区域をもって、新たに真岡町を設置する。</p>	<p>昭和29年4月8日 総理府告示第421号</p> <p>地方自治法第7条第1項の規定により、昭和29年5月3日から、栃木県芳賀郡長沼村、久下田町及び物部村を廃し、その区域をもって二宮町を置く旨、栃木県知事から届出があった。</p>	
○市制施行	<p>昭和29年9月18日 栃木県告示第727号</p> <p>地方自治法第8条第3項の規定により昭和29年10月1日から芳賀郡真岡町を真岡市とする。</p> <p>昭和29年9月29日 総理府告示第786号</p> <p>地方自治法第8条第3項の規定により昭和29年10月1日から栃木県芳賀郡真岡町を真岡市とする旨栃木県知事から届出があった。</p>		